

松江市事業継続緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 3 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市事業継続緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市事業継続緊急支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）、被災地域における事業継続緊急支援事業補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 27 日島根県制定）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (2) 組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づいて設立された中小企業者からなる組合及びその連合会をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市事業継続緊急支援事業補助金
補助金交付の目的	令和8年1月6日からの地震により被害を受けた事業者の復旧、事業継続等に向けた取組に要する経費を補助することにより、市内の被災地域における事業の継続を支援することを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	令和8年1月6日からの地震により被害を受けた施設、設備等の復旧、事業継続等に向けた取組
補助金の交付対象経費	<p>補助の交付対象となる経費は、市長が必要かつ適當と認める次に掲げる経費とする。ただし、当該補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている又は受ける見込みである経費、補助事業者の加入する保険が適用された場合は保険対応額並びに消費税及び地方消費税の額を除く。</p> <p>(1) 施設、設備等の修繕費 (2) 備品修繕費 (3) 備品の購入費又はリース費(修繕費よりも安価な場合のみ対象)</p>
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。
補助事業者の範囲	<p>補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 市内に主たる事務所、工場等を置く中小企業者又は組合であること。 (2) 生活機能、サービスの提供及び雇用維持のために当該被災地域に不可欠なものとして、市長が必要と判断する事業者であること。 (3) 市税及び県税に滞納がないこと。 (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。 (5) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者で</p>

	うこと。
(6)	役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
(7)	役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
(8)	役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
(9)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと及びこれらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
(10)	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)大分類における農業、林業又は漁業に該当する事業者でないこと。
(11)	競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
(12)	競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。
(13)	芸ぎ業(置屋及び検番を除く。)を行う事業者でないこと。
(14)	娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場又は競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
(15)	宗教、政治・経済・文化団体が行う事業者でないこと。
(16)	公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業経費内訳書
- (2) 被災状況の詳細が分かる写真
- (3) 罹災証明書又は被災届出証明書
- (4) 市税及び県税に未納のない証明
- (5) 暴力団排除に関する宣誓書
- (6) 見積書等の経費が分かる書類

(7) 登記事項証明書及び役員名簿（法人の場合）

（交付決定前の事業着手）

第5条 補助金の交付の申請をする者（以下「申請人」という。）は、補助金の交付決定前に事業に着手してはならない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手しようとする場合において、事前着手届（様式第1号の1）を市長に提出したときは、この限りでない。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付する市長が定める書類は、事業経費内訳書とする。

2 実績報告書及び前項の添付書類は、補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）の完了した日から30日を経過した日又は補助事業年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（財産の管理等）

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が50万円以上の施設設備、機械及び器具備品等について、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ松江市事業継続緊急支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数に相当する期間を経過したものについては、この限りでない。

2 前号の規定による承認を受けて財産を処分することにより、収入があったときは、市長は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（補助金の返還免除）

第9条 規則第16条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 補助事業者が個人事業者であり、疾病又は死亡により事業を継続できない場合
- (2) 補助事業者の責めに帰さない事由による場合その他やむを得ない事情があると認められ

る場合

(調査)

第 10 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 3 日から施行し令和 8 年 1 月 6 日からの地震の被害について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。